

中野区教育委員会会議録 平成20年第3回臨時会

○開会日 平成20年3月28日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時01分

○閉 会 午前11時01分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
教育改革担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	大 島 やよい

○議事日程

日程第1	中野区教育委員会委員の議席の決定について
日程第2	第14号議案 中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則
	第15号議案 中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
	第16号議案 中野区地域生涯学習館規則の一部を改正する規則
	第17号議案 中野区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する

		規則
	第18号議案	中野区教育委員会電子計算組織等管理運営規則の一部を改正する規則
日程第3	第19号議案	中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
	第20号議案	中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
	第21号議案	中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
	第22号議案	中野区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
	第23号議案	中野区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
	第24号議案	中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
	第25号議案	中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
	第26号議案	中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
	第27号議案	中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
日程第4	第28号議案	中野区教育財産管理規則の一部を改正する規則
日程第5	第29号議案	中野区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
日程第6	第30号議案	中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
日程第7	第31号議案	中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
日程第8	第32号議案	中野区教育委員会の権限に属する区立学校の伝染病予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

午前10時01分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまより、教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席でございます。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いしたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。

<委員長あいさつ>

高木委員長

それでは、私、きょうが初日ですので、一言ごあいさつを申し上げます。

近年の法律改正等々もありまして、地方教育行政は大変厳しい時代でございますが、皆さんのご指導、ご協力をいただいて一生懸命やっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、「中野区教育委員会委員の議席について」を上程いたします。

委員の議席については、中野区教育委員会会議規則第4条の規定により、委員長が指定することになっております。

ただいま着席している議席をそれぞれの委員の議席として指定いたします。

<日程第2>

高木委員長

日程第2、第14号議案から第18号議案までの計5件を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、日程第2、第14号議案から第18号議案までの計5件につきまして、一括してお手元に配付してございます資料1によりましてご説明をさせていただきたいと思っております。これら5件の議案につきましての提案理由といたしましては、いずれも、学校教育法の改正に伴い、関係規定を整備するということから、今回お願いするものでございます。

それでは、資料1に基づきまして順番に議案ごとにご説明申し上げたいと思っております。

まず、第14号議案及び第16号議案でございます。「中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則」及び「中野区地域生涯学習館規則の一部を改正する規則」でございますが、この両議案につきましては、いずれも共通してございまして、まず1点目が、学校教育法の準用規定がそれぞれの規則の中にごございます。これは、学校施設の公共利用の規定をしてあるものでございますが、両議案とも、学校教育法が改正になりまして、従来の85条から137条というふうにこの規定が変わってございますので、その部分、改正をさせていただきたいと思っております。

それから、「中野区行政財産使用料条例」、これも両議案ともそれぞれ準用規定を設けてございますが、別表の14号から15号、同じく別表の13から14というふうにそれぞれ準用の規定が条ずれを起こし、表の番号が変わってございますので、その部分の改正をお願い

いするものでございます。

続きまして、第 15 号議案「中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」でございます。こちらも同様に、学校教育法が今回改正になりまして、先ほどお話し申し上げました学校施設の公共利用の規定が従来の 85 条から 137 条に改められているということ。それから、学校教育法の施行規則からやはり準用規定を設けてございますが、学校の休業日の規定が、従来の 47 条第 1 項から第 61 条に改められておりましたので、その部分の改正をお願いいたします。同様に、行政財産使用料条例につきましても、別表が「14」から「15」というふうに準用規定が変わってございます。

続きまして、第 17 号議案「中野区立学校教科用図書の採択に関する規則の一部を改正する規則」でございます。こちらも、いずれも学校教育法が改正になってございまして、今回の改正に伴いまして、新たに副校長職の設置ができるという規定になってございます。このことから、この規則に規定してございます「教頭」という名称につきまして、これを「副校長」に改めます。また、同様に、特別支援学級の規定、特別支援学級におけます教科書の規定、その他の教材に関する規定、それからまた、小学校の規定を中学校に準用するといったそれぞれの規定につきまして、今回の改正にあわせ、その条例の部分を変更するというものでございます。

裏面のほうにまいります。

第 18 号議案「中野区教育委員会電子計算組織等管理運営規則の一部を改正する規則」でございます。先ほどと同様、学校教育法の改正に伴いまして、これまでの「教頭」を「副校長」に改めます。それからまた、この規則に基づきまして、教育委員会に電算システム委員会を設けてございますが、その構成員の中から、教育改革に係り施策の執行責任者、教育改革担当課長、それと区長部局の情報化推進担当課長を除くというふうに改めたいと思います。これにつきましては、教育委員会内の事務の所管として、以前は情報化推進事務につきましては教育改革の担当であったのですが、現在は、教育経営担当課長の担当事務となっております。したがって、このことから、教育改革担当課長をこの構成員から削除するということとあわせまして、校内 LAN の整備と情報機器の導入がこれまでこのシステム委員会での中心的な課題だったのですが、そういった整備が進みまして、これからは運用が中心課題になってくるといったようなことから、区長部局の情報化推進担当課長を構成員から除くといったような対応を図りたいというふうに思っております。

以上、5 議案でございますが、よろしくをお願いいたします。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

今のご説明は、法律の説明とかですとわかりにくい部分があるのですが、要するに、最後に伺った中野区内の部局の編成の変更に伴う、変更以外のその前の部分は、国のほうの

学校教育法と、そういう法律が変わったことで番号が変わると。大体そんなようなイメージでよろしいのでしょうか。

教育経営担当課長

はい、そのとおりでございます。昨年、学校教育法が改正になりました。それに伴いまして、現在教育委員会で設けておりますこれら規則で学校教育法を引用しているものがございます。改正に伴って、その規定している条文が変更になりましたので、その条文のずれを今回の改正で補いたいというふうに思っております。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

ないようなので、質疑を終結いたします。

それでは、上程中の第14号議案から第18号議案までを一括して挙手の方法により採決いたします。

ただいま上程中の第14号議案から第18号議案までの計3件を原案どおり議決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第3>

高木委員長

続きまして、日程第3、第19号議案から第27号議案までの計9件を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、日程第3、第19号議案から第27号議案までの計9件でございますが、こちらにつきまして、お手元に配付の資料2によりまして一括してご説明をさせていただきたいと思っております。

今回お願いいたします規則改正、日程第3に掲げてございます9件は、いずれも、区立幼稚園教育職員に係ります規則の改正でございます。それぞれこの資料2に改正理由ごとに分類をさせていただきますので、順番にご説明を申し上げたいと思っております。

まず第1番目でございますが、育児短時間勤務制度の導入に伴い改正する規則でございます。この育児短時間勤務制度の導入につきましては、去る2月に「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の議決をいただきました。その後、区議会の第1回定例会におきまして同条例が正式に議決されました。それに伴いまして、関連する規則等もあわせて今回改正をお願いするというものでございます。

まず、この育児短時間勤務制度を改めて復習といいますか、制度の趣旨ということで記

載をさせていただいております。地方公務員の育児休業に関する法律が改正になったことに伴いまして、職員が職務を行いながら育児をすることができるよう、任命権者の承認を得て、1週間当たりの勤務時間を短縮するという制度でございます。これは子どもが小学校に入学するまでの期間ということになってございます。改正前は3歳未満だったので、小学校入学までということで、その期間が延びてございます。

また、この制度を利用する職員につきましては、1日当たり4時間（週20時間）、または5時間（週25時間）、または週3日（24時間）、または週2日半（20時間）といったような四つのパターンから自分で選択できるというような制度でございます。また、給与等につきましては、1週間当たりの実際に勤務した時間に応じての額ということになります。

それでは、個々に今回の改正の内容につきまして1件ずつご説明申し上げたいと思えます。

まず、第19号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」でございます。これにつきましては、この育児短時間勤務職員の休暇の付与日数を定める規定を置くということとしてでございます。新たにこの制度に伴っての規定を定めます。

それから、第20号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則」につきましては、勤務日の振りかえにより休日勤務を行った場合の超過勤務手当の計算方法を定めてございます。具体的に申しますと、例えば通常でありますと、週40時間・1日8時間勤務するところでございますが、例えば週20時間、1日4時間の勤務をした職員につきましては、超過勤務を命じられた場合、本来であれば通常の8時間までの間に超勤をしたとき、例えば1時間とか2時間を超勤しましても、通常であれば25%上乘せになるのですが、その部分が上乘せにならない。通常の8時間まで——例えば1日4時間勤務をして、その後1時間、2時間超勤をしましても、合計が1日8時間に満たない場合につきましては、他の職員のように25%の割増がないということでございます。そういうことを基本的に規定してございます。

それから、「管理職手当に関する規則」。これは第21号議案でございます。これにつきましても、この育児短時間勤務職員につきまして必要な規定を置きます。

それからまた、「義務教育等教員特別手当に関する規則」。22号議案でございますが、こちらにつきましても、その手当の算出方法についてこの規則の中で改めて定めてございます。

それから、「教職調整額に関する規則」。こちらにつきましても、この育児短時間勤務職員につきまして、その調整額の算出方法についての規定を置きます。

次のページでございます。こちらが、ただいまお話しいたしました育児短時間勤務制度の導入とあわせて、今回、地方公務員法が改正になりまして、自己啓発等の休業及び修学部分休業の制度が新たに制定されました。それに伴います規則の改正ということござい

ます。この自己啓発等の休業及び修学部分休業の制度につきましては、こちらに要旨を書いてございます。今回の地方公務員法の改正に伴いまして、任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところによりまして、当該職員が3年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等の課程の履修または国際貢献活動、この二つに対して休業をとることができる、承認することができるという規定が、地方公務員法が改正になりまして新たに置かれました。

それからもう1点、修学部分休業制度でございます。こちらも、同法の改正によりまして、任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において条例で定める期間、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。例えば、勤務しながら大学等に通学するということを認めた場合、例えば1日8時間勤務するところを、2時間なり3時間、その修学のために勤務しないことを認める、そういう部分的な休業の制度でございます。

これらの制度が発足したことに伴いまして、第24号議案でございますが、「中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則」及び「勤勉手当に関する規則」、これらにつきまして、育児短時間勤務職員、並びに、今ご説明申し上げました自己啓発等の休業、それから修学部分休業に関しまして、期末手当及び勤勉手当の支給に当たっての計算方法等々につきましての規則を改めるというものでございます。

なお、自己啓発の休業をとった場合につきましては、原則といたしまして、その期間は基本的に無給でございます。それから、部分就業等の休業をとった場合におきましては、原則といたしまして、その休業をとっている期間はその休業をとった時間に応じて減額ということになります。基本的にはそういうものです。ただ、手当等々につきましては、細かい規定が置かれまして、今回の規則の中でその整理を図るというものでございます。

それから、それ以外の理由によりまして今回改正するものがございます。3番目の(1)「中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則」でございます。これにつきましては、職員の勤務成績を判定する期間の基準日を設けるという内容でございますが、この職員の勤務成績の評定ということにつきましては、地方公務員法の40条にその根拠がございまして、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない」というのがございました。これにつきまして、この勤務成績の評定する基準日というものは今までこの規則の中に定めてございませんでした。それを新たに基準日を設ける。当該年度の1月1日を基準日といたします。その基準日において、職員の成績を評定するというものでございます。

それから、最後でございますが、「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則」でござ

います。幼稚園の教育職員につきましては、災害等が発生した場合におきまして、その職員に対して、その災害等に従事することを命ずることができるわけですが、そういったときにつきましては、緊急業務が職員の心身に著しい負担を与えるといったことから、教員特殊業務手当を支給してございます。これを規定してございます規則の中で、実は改正の内容のところでございますが、土曜日の項目がございました。平日、あるいは休日等にこういった業務に従事した場合、それぞれの曜日ごとに手当の支給の内容を細かく定めていたわけですが、実は平成14年に週休2日制が実施されてございまして、土曜日については、本来は休日の中に含まれますので、この項目は必要なかった。平成14年に週休2日制が実施されまして、土曜日に仮にこの業務に従事した場合については、休日の項が適用ということになるわけですが、これまでこの土曜日の項を削除しないで特に問題がなかったからというわけではございませんが、そういったことがございましたので、今回改めてこの部分についての削除をするということで整理をさせていただきたいと思っております。

なお、以上、第19号議案から26号議案につきましては4月1日からの施行、また27号議案につきましては公布の日からの施行ということでお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

<傍聴の許可>

途中ですが、ここで傍聴の許可についてお諮りいたします。

教育委員会の傍聴につきましては、傍聴規則で20人以内と定めております。現在、19名の方が既に傍聴にお見えになっています。これから20名を超えて傍聴される方がお見えになった場合、すべての方に傍聴を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

異議なしということなので、そのようにしたいと思います。

<日程第3・続>

高木委員長

それでは、議事に戻ります。

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

山田委員

2月の協議のところ聞き漏らしたかもしれないですけども、育児短時間勤務制度なのですが、20時間とか40時間というところのフレキシビリティがあるかと思うのですけれども、これは当該する職員は事前に申し入れをするのですか。私は20時間にすると。それはいつ申し入れて、どのぐらいの期間、それもまた自分で20時間を選べたり、35時間を選べたりということが出来るのだらうと思うのですけれども、その辺について教えていただければと思うのです。

教育経営担当課長

この制度については4月1日から実施されますけれども、事前に申請をして、その申請に対して許可を得るわけですが、先ほど委員からもお話がございましたように、基本的には四つのパターンの中から自分で選択をする。それによって許可といいますか、一定の期間、この休業をとるということになります。ただ、途中で、例えばこの休業のパターンを変更できる—それは事情がございますので、改めて申請をした中で変更の手続きをとるといような形になろうかと思えます。

山田委員

そうすると、その期間についても途中で申請をして定めることができるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

教育経営担当課長

基本的にはそのとおりでございます。

飛鳥馬委員

今の短時間勤務と自己啓発等も入ると思うのですが、休暇をとったときの職員の職務の代替といいますか、かわりにどんな制度を考えているか。育休とか産休とかという制度がありますが、それと似たようなものなのでしょうか。

教育経営担当課長

基本的にはそのとおりでございます。例えば、育児短時間の制度を利用した職員などの場合、通常であれば一つの職に1人の職員という形になるのですが、例えば20時間なら20時間ということで、通常の勤務時間の半分しか勤務しないということになりますので、同じ職に2人の育児短時間勤務制度の職員を同時に任用するというようなことも可能でございます。そのほか、自己啓発等の休業であるとか、そういった場合につきましては、その期間、職員は当然3年以内でございますけれども、許可された期間、全く休業しないわけでございます。したがって、他の、例えば育児の休職とか、そういった形で職員が欠けるということと同様でございますので、基本的な対応ということにつきましては、同じような形で行うということになると思えます。どういう形でそれを補うかということとはまた別の問題でございますけれども、個々の対応ということになります。

飛鳥馬委員

代替で補う、雇う、雇用するほうのことが、特に事務系の仕事であれば、割と支障ないのかなと思うのですが、幼稚園の先生の場合には、子どものなれ等の問題があるだろうと思うのですね。そういう人数だけ、時間だけ、2人合わせて2時間ずつで4時間来ればいいというふうに考えるか。あるいは、任用期間の問題もかかわってくるのですけれども、臨時ですと、6カ月でまた新しい任用になりますよとか、そういう細切れになってしまわないのかどうか。今、別の問題ということを課長がおっしゃられたのですが、もうちょっと工夫があるといいますか、特に幼稚園教員の場合にそういう問題が出てくるので

はないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

指導室長

この期間でございますけれども、申請をした期間は1カ月以上1年以下というふうに限られる形になります。そして、今のお話のように、並立任用というのは、私どもの区立幼稚園の規模からいうと、実際は難しい部分はあるというふうに思いますが、そういう規定にはなってございます。そして、処理ができなくなる業務については、短時間勤務の職員の非常勤をとということでございますけれども、どのような時間帯をとるかによりますが、例えば4時間の勤務の場合、子どもたちがいる間はいるという場合、そして、子どもたちが帰ってからとるという場合等々にもよるかとは思いますが、基本的に子どもたちに対応するという形では教員の免許を持っているという形の人間を雇う形になっているかというふうに思います。

高木委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

採決に移りますが、上程中の第19号議案から第27号議案までは「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」の規定により、特別区人事委員会の承認を得ることとされております。平成20年3月27日付で特別区人事委員会の承認が得られていることを報告いたします。

それでは、上程中の第19号議案から第27号議案までを一括して挙手の方法により採決いたします。

ただいま上程中の第19号議案から第27号議案までの計9件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第4>

高木委員長

続きまして、日程第4、第28号議案「中野区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

教育経営担当課長

それでは、第28号議案「中野区教育財産管理規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、教育財産管理と事務の整備に伴いまして、関係規定を整備するというものでございます。資料3をごらんいただきたいと思います。資料3の上段に

概要を書かせていただいております。

区立学校に関する教育財産を除く、教育財産の使用許可及び貸し付け事務について、学校教育分野及び生涯学習分野の統括管理者の事務に位置づけるというものでございます。ちょっとわかりにくいのですが、現在、教育財産につきましては、教育財産の使用許可、例えば目的外に何か使用の許可を与えるといったような事務、貸し付けの事務でございますけれども、これは現在、すべて教育経営担当の統括管理者が教育財産のすべてを一括してこの事務を行っております。ただ、教育財産の使用許可及び貸し付け等々につきましては、年間、相当数、300 近いそういった細かいものがございます。財産の管理等々につきましては、分野ごとにそれぞれの財産の保管・維持といったような業務を行っております。したがって、これは事務局の事務の効率化といったようなことから、それぞれの財産を管理いたします各分野の統括管理者ごとにこういった使用許可、あるいは貸し付け事務についても一貫してそれぞれの統括管理者のもとに行うということで、分権的な形で事務の効率化を図るのが今回の改正の目的でございます。

そのほか、今回の改正に伴いまして、「分野」「統括管理者」などの規定につきまして、文言等、若干の整理を行っております。これにつきましては、それぞれ新旧対照表に個々の改正内容を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、この施行につきましては、4月1日からを予定しているところでございます。

以上です。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

ちょっとわかりにくかったのですが、教育財産の使用許可とか貸し付け事務について、区内の担当分野の割り振りの関係で今回この学校教育分野とかこういう統括管理者の事務というふうに編成がえをしたというようなことなのですか。その辺をちょっともう1回。教育経営担当課長

ちょっとわかりやすく例などを用いながらお話し申し上げたいと思います。

例えば、今、図書館では、建物の一部に、民間の事業者のパンフレットといいますか広告などを置かせて、要するに公共施設の一部を目的外の使用ということでそういったことに活用しております。通常、その図書館については、図書館の管理者である中央図書館長がその施設の維持・管理、補修等々を行っているわけでございますけれども、そういった業務について、これまでは図書館でそういった決定をしたときに、その使用許可、貸し出し等につきましては、すべて一括して教育経営分野のほうで担当していたわけでございます。現場と使用許可の事務にそういった意味で少しクッションがあるといったようなことから、できるだけ効率的に現場の判断でそういった使用許可等々が簡便にできるような形で、機能的な形でできるようにということで、今回、事務処理の手続について改正を図っ

た上で、能率的にやっていきたいというものでございます。

大島委員

そうすると、具体的には、例えば今例に出されたような場合には、一々、教育委員会の事務局の担当の責任者まで諮らなくても、図書館の館長が決裁できるということになるのですか。

教育経営担当課長

基本的にはそのとおりでございます。

高木委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第28号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第5>

高木委員長

続きまして、日程第5、第29号議案「中野区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

教育経営担当課長

同じく、資料3の下段のほうでございますが、第29号議案「中野区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

この提案理由といたしましては、電子申請手続事務の見直しに伴っての関係規定の整備ということでございます。具体的には、こちらにございますとおり、電子申請手続等について実施する場合、告示による方法で公表していたものを、ホームページ等により公表する方法に改めるというものでございます。現在、中野区でも、教育委員会も含めまして、電子申請が徐々に拡大してきてございます。いろいろな手続等々、こういった電子通信等を利用しての簡素化と申しますか、そういった方向にあるわけでございますが、例えば、新たにこの手続を実施するといった場合、広く区民の方にお知らせする必要がございます。現在、この規則の定めでは、告示による方法というふうになってございます。いってしまえば、区役所前に設置されてございます掲示板、そちらに告示を出すということで、早くいえば、事はそれで足りるわけなのですが、もちろん、区民の方々に対していろいろな形でPRをしておるわけでございます。そういったものについて、この規則についても、イ

インターネットその他の方法によって広く区民の方々にお知らせをしていく、PRをしていくということを改めて規則の中で整理を図りたいという趣旨でございます。ホームページ、あるいは区報やその他いろいろな広報手段を使って広くお知らせをしていくということについては、必要なことでございます。その部分について改めて規定の整備というところでございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

「告示」という言葉と「公表」という言葉でちょっと変わったのですけれども、これは何か意味があるのか。あるいは、「告示」というのが何か法律上の特別な意味の専門用語ということなのか、その辺の言葉の説明をお願いします。

教育経営担当課長

周知を図るということは、地方自治法でいろいろな規則等々を制定・改廃したときには行わなければならない義務として規定されているわけでございます。ただ、その方法については、この方法によらなければならないという形のものとは原則としてございません。告示という方法もその一つとしてございますし、その他、何らの形で公表を行っていくということは必要な手段でございます。今回、この告示という方法でやるよりは、既に実態として広く区民の方々にお知らせしている方法、それを改めて規定し直したという形でございます。

飛鳥馬委員

今の告示はなくなるのでしょうか。並行してやるのでしょうか。インターネットだけになるのですか。

教育経営担当課長

告示という方法は、これで切りかえますので、特にする必要はないというふうに思っております。したがって、ホームページ等で広くお知らせする方法をとる、あるいは区報等の広報誌でお知らせをする、そちらのほうの媒体にシフトするといえますか、広く周知を図る方法に切りかえるというものでございます。

飛鳥馬委員

それは教育委員会にかかわらず、中野区役所でそういう傾向にあるのか。あるいは、ほかの官庁、国等、今までいろいろ伝統的にやってきていることだと思うのですけれども、そういう変化があるのでしょうか。

教育経営担当課長

基本的には、例えば条例規則等々が改正になった場合については、告示という形でやってございます。ただ、物によっては、こういった電子申請等については、できるだけそれを活用するといえますか、当然、利用する方が多数予想されるわけでございますので、そ

の内容によりまして広く周知する方法を採用するほうが中身に合致しているといえますか。したがって、どういう形で周知を図るかということにつきましては、今回のこの規則の場合については、これまで告示という方法で規定していたわけですが、今回、そういったインターネット等を活用したものに改めるということで、基本的に、告示であろうが、ホームページで一般に周知する、広く公表するという行為については変わりはありません。したがって、その内容に合わせて、区民の多数の方のご利用が予想されるといったような、本件の場合についてはそれに適した方法を規定するというところでございます。

高木委員長

私から2点。

まず、このタイトルが「情報通信の技術の利用に関する規則」ということなので、私の理解では、情報通信を使う場合の手続の公表の方法が、情報通信を使うのに「告示」だったのを「インターネット」に改めるという理解をしているのですが、それでいいのかというのが1点。

あと、逆に言うと、情報通信を使わないケースもあると思うので、ここの規則で想定している情報通信の技術の利用というのが、具体的に例えばどういう例があるのかをちょっとご説明いただきたいと思うのですが。

教育経営担当課長

基本的に、この「行政手続等における情報通信技術に関する規則」なのですが、これにつきましては、さまざまな形での電子手続といいますか、各種の手続について、そういった電子的な情報媒体を活用することができるという、いわゆる一般的な規定については置いているわけでございます。したがって、個々にという形ではないのですが、その中で、公表の方法ということでその規定がございまして、これを活用して行う場合についてこういった形で公表せよという形なのですが、その部分について改正をするということでございます。

教育委員会事務局次長

お手元に新旧対照表がいてございますので、それで見ただくと、今の委員長のご質問については明確になるのかなというふうに思っております。

そこにありますとおり、現行では、電子情報処理組織を利用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続について、そういう場合について告示するというふうになっていたものを、今度はそういった手続等についてインターネットの利用その他の方法により公表するというふうに変ったわけですので、まさに委員長お尋ねのとおり、あくまでも電子申請についてだけインターネットの利用による公表の方法に改めたということでございまして、その他一般的な、条例規則その他、例えば税の督促ですとか、そういったものはこれまでどおりの告示方式、公告式というのが決められておりますので、基本的には従来どおり区役所の前の掲示板に掲示することをもって、告示であったり、公告

であったりということを行うことについてはこれまでどおりでございます。

高木委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第29号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第6>

高木委員長

日程第6、第30号議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、資料4の上段でございます。第30号議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について上程申し上げます。

このことにつきましては、この4月1日から全区立小・中学校への2学期制の導入が始まります。それに伴いまして、本区におきましては、全区立小・中学校が2学期制を導入することになりますので、小・中学校の学期制及び長期休業日を統一して定める必要がございます。それに基づきます改正でございます。

学期につきましては、前期は4月1日から体育の日まで、後期は体育の日の翌日から翌年の3月31日までという形になります。そして、特に変更となります休業日につきましては、夏季休業日が7月21日から8月27日までの日という形。そして、秋季休業日については、体育の日の前々日から体育の日の翌日までの日というふうに改正をするものでございます。さらに、学校教育法等の一部を改正する法律の成立にかかわりまして、副校長、主幹教諭の職が導入されます。東京都教育委員会におきましても、都費負担教職員に副校長、主幹教諭を置くことを決定いたしました。このことに伴いまして、全区市町村が全校種において統一した任用管理を図る必要がありますため、本区におきましても、副校長、主幹教諭の設置を規定する必要が出てまいりました。それに伴う改正でございます。

三つ目でございますが、先ほどお話をしました学校教育法等の一部を改正する法律の成立にかかわりまして、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正にかかわりまして、引用条文の番号等の整理をする必要が出てまいりました。それによる改正でございます。

そして、最後でございますが、現在も全小・中学校で備えられているものでございますけれども、改めて小・中学校において備えるべき表簿の中に「保健日誌」を追加すること

にいたしたいと思います。

以上、4点からの規則改正でございます。よろしく願いいたします。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

前回もちょっとお聞きしましたけれども、「保健日誌」の形式ですが、従来から市販されているものも何種類かあるかなと思うのですけれども、今回の場合、これは区独自でつくとか何か、それはいかがなのでしょう。

学校教育担当課長

基本的には、同じ形です。ただ、このたび様式を統一するに当たりまして、学校現場と十分に検討して、例えば、学校長がきちんと決裁するような欄をきっちり設けるなどやりましたけれども、基本的には従来と同様でございます。

飛鳥馬委員

そうすると、区で統一はしておるわけですか。

学校教育担当課長

さようでございます。

大島委員

主幹というのと主幹教諭というのと変わったということなのですか、これは呼び名が変わっただけなのですか。それとも、やる職務とか役割とかは変化があるのでしょうか。

指導室長

主幹におきましては、東京都独自の制度でございました。このたび、国において主幹教諭ということで導入をされる形になりましたので、東京都におきまして今まで行われていました主幹を主幹教諭というふうに変えます。ですので、仕事内容といいますか、業務内容についてはほぼ同一でございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

上程中の第30号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第7>

高木委員長

続きまして、日程第7、第31号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部改正について」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

指導室長

先ほどの資料4の中ほどでございます。第31号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則」の一部改正について上程いたします。

このたび、東京都教育委員会におきまして非常勤教員制度が設けられたことによりまして、日勤講師という部分が導入されました。それに伴う整理でございます。東京都におきましては、「都立学校に勤務する講師の報酬等に関する条例」の改正と「都立学校に勤務する日勤講師に関する規則」を導入するというに伴っての整理でございます。

さらに、この日勤講師ということが導入されることになりまして、この日勤というものは、1日を単位として勤務する講師のことでございますが、時間を単位として勤務する講師もございますので、そちらのほうを時間講師ということで定義をいたしました。その文言整理もあわせて行うこととなります。そのための規則の一部改正でございます。よろしくお願いたします。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いたします。

私のほうから1点。

この「日勤講師」という名称が導入されたということで、内容的には変更はないという理解でよろしいのでしょうか。金額とかですね。

指導室長

東京都におきましては、再雇用職員制度が原則廃止されました。教員につきましては、再雇用職員制度にかわる非常勤制度が改めて設けられたということで、今までの再雇用職員制度と内容的には変わらない形に今のところはなっております。

飛鳥馬委員

今の説明は、再雇用はなくなったというのわかりましたが、再任用というのは非常勤職員制度のことではないのですか。非常勤というのと今やっている再任用との違いがございいますか。同じものですか。

指導室長

再任用制度といいますのは常勤になります。ですので、教員でいいますと、定数の中に入る教員になります。この場合の日勤と時間講師という形になりますものは、日を単位として全日勤務するわけではございませんので、定数外、いわゆる教員の1人として数えられないということになります。東京都としましては、教員だけですべて再任用に統一する方向性は持っておりますけれども、教員については勤務の特殊性等々がございまして、

それでは補い切れない部分があるので、改めて非常勤教員制度を設けたというところがございます。

飛鳥馬委員

勤務日数でいいますと、今まで13日とか16日とかという言い方があったと思うのですが、この非常勤職員の場合には16日になるのでしょうか。

指導室長

この日勤のほうにつきましては、16日を原則とするという形になっております。

飛鳥馬委員

13日はなくなるのですか。

指導室長

はい。原則としてはなくなります。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ、これで質疑を終結いたします。

挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第31号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第8>

高木委員長

続きまして、日程第8、第32号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校の伝染病予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

学校教育担当課長

それでは、資料4の一番下のほうをごらんください。第32号議案でございます。「中野区教育委員会の権限に属する区立学校の伝染病予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」ということで、学校保健法に基づきまして、伝染病の予防のために学校の一部または全部の臨時休業、いわゆる学級閉鎖、学校閉鎖をすることがありますが、それを区立学校全校一斉にする必要がある場合には、教育委員会の責任において休業できるように改めるというものでございます。これまでインフルエンザ等の伝染病につきましては、各学校長にその権限を委任したところですが、例えば新型インフルエンザのような、緊急性があつて、全区一斉にやる必要があるといった場合には、教育委

員会の責任で速やかに対応できるというふうなことが可能なように改めるものでございます。

簡単ですが、以上です。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

山田委員

こういうことがあってはならないと思うのですが、多くの場合には、国のレベル、都のレベルのほうで緊急事態が生じたことが想定されますが、中野区の中だけにおいて発生したような場合で緊急性を要する場合に、医学的見地を求める場合には、保健所長などの意見を求めることになるのでしょうか。

学校教育担当課長

こういった全区一斉にというような場合には、恐らく、危機管理本部とか、そういうことを区の中で立ち上げますけれども、そこには当然保健所の所長以下入ってございますので、そういった専門家の見地からの意見ももちろん伺うということになります。

高木委員長

ほかに質疑はございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第32号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、本日の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第3回臨時会を閉じます。

午前11時01分閉会